

船橋市児童福祉審議会条例

○船橋市児童福祉審議会条例

令和 8 年 3 月 30 日
条例第 8 号

船橋市児童福祉審議会条例

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第45条の3第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づき、船橋市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員26人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、その審議事項の調査審議が終了するときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 審議会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 臨時委員は、特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(部会)

第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

7 審議会は、その定めるところにより、部会の会議の議決をもって審議会の会議の議決とすることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

船橋市児童福祉審議会条例

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。
(船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
- 2 船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 5 年船橋市条例第12号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(船橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
- 3 船橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 5 年船橋市条例第13号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(船橋市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
- 4 船橋市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年船橋市条例第31号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略